

2024 年度

## 「認定描画療法士資格」新規申請ならびに更新申請の手順

認定描画療法士資格の取得ならびに更新を希望される方は、以下の手順で申請してください。  
なお、資格取得ならびに更新の要件は本会ホームページ内に掲載の「資格認定規程および内規」  
「資格取得と更新の要件」をご確認ください。

### I 【申請書の作成】

1. 本学会ホームページより認定描画療法士資格「新規申請書」または「更新申請書」をダウンロードしてください。
2. 記入例をご参照のうえ、必要事項をすべて記載し押印してください（会員番号が不明な場合は、会員番号の欄を空白にして提出してください。提出後に事務局で確認します。）。

### II 【添付書類】

#### 新規申請

以下の3点を申請書の所定の箇所に貼り付けてください。

1. 認定描画療法士資格研修会（基礎コース）の受講証明書（研修証明書）の原本
2. 描画等による実践経験を証明するための在職証明書または職歴証明書  
※在職証明書ならびに職歴証明書の書式に定めはございませんが、申請書に記載された「描画等による実践経験」の期間と実施場所について明記されていることが必要です。
3. 本学会の大会の参加証明書または、発表等を示すプログラム、名札、領収書等の書類の複写  
※大会2回分が必要です。  
※大会前日のワークショップは除きます。

**更新申請** ※本年度は2015年4月に資格を取得された第75号～第83号の方、2020年4月に資格を取得された第118号～第122号の方が対象となります。2022年度にて旧・要件での申請は終了し、ポイント制の更新要件のみとなりました。

#### 【更新要件】

以下の1を含む、計10ポイント（以下Pとする）以上の証明書等を申請書の所定の箇所に貼り付けてください。

#### 【必須】

1. 本学会の大会への参加

参加形態

受講者：2P ⇒参加証明書または、名札、領収書等の書類の複写

第1発表者：4P、共同発表者：2P、講師・シンポジスト（話題提供者）・司会者等：4P

⇒発表抄録または申請者本人が講師等であることを示す箇所の複写

【上記1を含む10P以上】

2. 本学会が主催する研修会（大会前日のワークショップ、地方研修会等）への参加参加形態  
受講者：2P ⇒参加証明書または、名札、領収書等の書類の複写  
第1発表者：4P、共同発表者：2P、講師・シンポジスト（話題提供者）・司会者等：4P  
⇒発表抄録または申請者本人が講師等であることを示す箇所の複写
  3. 本学会誌への論文等の発表（印刷中を含む）  
第1執筆者：4P、共同執筆者：2P  
⇒申請書の所定の欄に記述する
  4. 本学会以外の学会誌や研究機関の紀要等への描画に関する論文等の発表（印刷中を含む）  
第1執筆者：4P、共同執筆者：2P  
⇒申請者本人が執筆者であることを示す箇所の複写
  5. 描画に関する著書の出版（印刷中を含む）  
第1執筆者：4P、共同執筆者：2P  
⇒申請者本人が執筆者であることを示す箇所の複写
- ※1および2については、その参加形態のうち、一つのポイントを選択する。一開催機会でのポイントの二重取得は認めません。

### III【申請書類の郵送】

簡易書留やレターパック（日本郵便）など配達記録が残る方法で、申請書類一式を下記宛先へ申請受付期間内に郵送してください。なお2024年度の申請受付期間は9月24日から10月23日（当日消印有効）です。

<郵送先>

〒466-8666 愛知県名古屋市昭和区八事本町101-2 中京大学  
心理学部馬場研究室気付  
日本描画テスト・描画療学会 資格研修事務局 宛

### IV【認定費用】

資格認定費用は、認定描画療法士資格研修委員会で審査し承認後にお支払いいただきます。承認された方には振込み用紙を申請書に記載のご住所へ郵送いたしますので、お振込みください。振込用紙の通信欄には「資格認定料」または「資格更新料」と必ず記載してください。

なお、お振込みをもって認定の手続きが完了します。振込期限内に納入が確認できない場合は、資格の認定はできません。また、当該年度までの年会費につきましても未納のある場合は認定ができませんのでご注意ください。

### V【資格認定証の発行】

本資格を認定された方および更新された方は、本会ニューズレターで氏名を公表するとともに、2025年4月頃に資格認定証を申請書に記載のご住所へ郵送いたします。

以上